

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		占用の許可
根拠法令及び条項		<p>新座市下水道条例第22条</p> <p>公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定める申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p>
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査基準	審	<p>下水道法第24条</p> <p>次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な行為を除く。）をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること。（第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）</p>
	査	
	基	<p>許可基準が下水道法の規定により、公共下水道の排水施設に関する行為の制限において判断基準が明確に示されているため、審査基準の設定は不要である。</p>
	準	
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 30日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）